

令和6年度予算の編成方針

財務部財政課

目 次

- 1 財政見直し
- 2 予算編成の考え方
- 3 予算編成方法
- 4 予算要求における留意事項
 - (1) 重点施策における留意事項について
 - (2) その他の留意事項について
 - ① 事業の効果検証・再構築について
 - ② 地方創生にかかる交付金等の活用について
 - ③ 戦略計画評価レポート等の活用について
 - ④ 効果の見える化、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進について
 - ⑤ 持続可能な開発目標（SDGs）にかかる施策の推進について
 - ⑥ デジタル・スマートシティの推進について
 - ⑦ カーボンニュートラルの推進について
 - ⑧ 適正な人員配置について
 - ⑨ 民間活力の導入について
 - ⑩ 新たな資金調達手段、事業手法の活用について
 - ⑪ 補助金・負担金の適正化について
 - ア 補助金及び交付金
 - イ 負担金
 - ⑫ 公共施設の管理運営について
 - ア 公共施設等の計画、更新・改修等
 - イ 施設修繕等
 - ⑬ 使用料及び手数料等の適正化について
 - ⑭ 公共事業について
 - ⑮ 一括発注について
 - ⑯ 基金の活用について

令和6年度予算の編成方針

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、経済社会活動の正常化が進む一方で、原油価格・物価高による市民生活への甚大な影響が続いている。そのような中、地方創生に対する取り組みの着実な推進、充実・強化を目指し、第2期総合戦略に掲げた「若者がチャレンジできるまち」「子育て世代を全力で応援するまち」「持続可能で創造性あふれるまち」の3つの基本目標の達成に向けた施策に重点を置き、市政運営を進めているところである。

きたる令和6年度も、都市の将来像である「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」、未来の理想の姿「1ダースの未来」の実現に向け、長期的な視野に立ち、戦略計画を核としたPDCAサイクルにより、諸施策の着実な推進を図る必要がある。

こうしたことから、令和6年度の予算編成は、各政策・事業の効果検証と再構築を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、中期財政計画に基づく規律ある財政運営を行い、人口減少・少子化対策、デジタル・スマートシティの推進、脱炭素化など、持続可能な社会への対応を始めとした必要な諸施策を積極的に推進していく。

1 財政見通し

我が国の経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している。個人消費や設備投資の持ち直しが続く中、今後についても、雇用・所得環境の改善が見込まれる下で、各種政策の効果もあって、民間需要主導の緩やかな成長が続くと見込まれる。他方、世界的な金融引締め長期化等による海外景気の下振れリスク、物価上昇や金融資本市場の変動等が我が国経済に与える影響には十分注意する必要がある。

こうした中、本市財政は、行財政改革への取り組みによる効果で、ストックにかかる財政指標は他の政令指定都市と比較して良好であるが、少子高齢化や保育・子育て環境の向上などに伴う社会保障施策関係経費の増大などにより、財政の硬直化は大きな課題となっている。

また、文化・スポーツ施設等の大規模な公共建築物の整備更新、道路・橋りょう等の既存の社会資本の長寿命化や適正な維持管理、豪雨災害への対応に加え、原油価格・物価高騰による内部管理経費の増加などにより、引き続き厳しい財政運営となることが予想される。

2 予算編成の考え方

このような財政を取り巻く状況のもと、令和6年度は、戦略計画2024の基本方針に掲げている諸施策について積極的に取り組むものとする。

あわせて、将来に向けた規律ある財政を堅持していくため、市税はもとより国庫補助負担金等も含め、より一層の歳入確保を徹底するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、歳出の重点化、より効果の高い事業への再構築によりメリハリの効いた予算案を作成する。

予算編成においては、人口減少・少子化やデジタル化、カーボンニュートラルなどの社会課題の解決に向けた施策や地域の多様なニーズに的確に対応するとともに、「戦略計画評価レポート」、「政策・事業シート」及び「事業確認シート」の活用により、政策効果の評価・見える化や事業の再構築を徹底する。

3 予算編成方法

令和6年度は、引き続き全件査定を実施する。各部局の要求にあたっては、すべての事業について効果検証及び再構築を徹底するものとする。

各部局においては「2 予算編成の考え方」を踏まえ、重点施策について事業展開の発展・拡充を図るなど、部局長の権限と責任のもとでマネジメント機能を発揮し、主体的かつ積極的に予算要求を行うものとする。

なお、クラウドファンディングなど新たな資金調達により捻出された財源については、財源確保努力を最大限考慮する。

4 予算要求における留意事項

令和6年度の予算要求は、総合計画、総合戦略、戦略計画、行政経営推進プラン【総論】、公共施設等総合管理計画、中期財政計画等、市の方針を示した各計画の趣旨に沿うとともに、過去の予算編成における課題事項への対応のほか、以下について十分検討し、その結果を踏まえて行うこと。

(1) 重点施策における留意事項について

戦略計画2024の基本方針に掲げている諸施策については、各部局において積極的に検討し、洩れなく予算要求を行うこと。

(2) その他の留意事項について

① 事業の効果検証・再構築について

財政規律堅持のため、すべての事業について客観的な証拠に基づく効果検証により事業の要否を判断するとともに、効果的な手法の検討や事業の再構築を徹底すること。なお、既存事業の再構築や効率化により捻出された財源については、捻出した部局の新規事業や重点事業へ優先的に配分するなど、削減努力を最大限考慮する。

② 地方創生にかかる交付金等の活用について

総合戦略の基本目標「3つのまち」の達成に資する地方創生に係る新規・拡充事業は、全てデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の対象となりうるため、交付金の活用を前提とした事業立案とすること。

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）は、施設整備に対する財源措置で、有利な制度設計であるため、市単独の施設整備を計画する場合には必ず活用を検討すること。

企業版ふるさと納税は、制度の認知度向上や地方への関心の高まり等により、全国的に件数・金額とも大幅に増加しており、寄附獲得に向けた絶好の機会であることから、全庁を挙げて寄附額向上に取り組むこと。

③ 戦略計画評価レポート等の活用について

戦略計画を核とするPDCAサイクルの評価（CHECK）の一環として作成している戦略計画評価レポート及び政策・事業シートにおける評価結果を踏まえ、事業の再構築を検討すること。

④ 効果の見える化、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進について

すべての事業の必要性・効果の検証においては、各種統計や RESAS など客観的なデータを活用した分析を徹底し、費用対効果等について、数値を用いて見える化に努めること。

また、事業の目的、手段、事業実施により得られる成果や効果の間の論理的関係（ロジック）を明確にした上で、予算要求を行うこと。

⑤ 持続可能な開発目標（SDGs）にかかる施策の推進について

2030年に期限を迎える SDGs の達成に向け、SDGs のゴール・ターゲットを念頭に、所管事業における SDGs につながる取り組みについて予算要求を行うこと。

⑥ デジタル・スマートシティの推進について

デジタルを活用し市民サービスや自治体の生産性の向上を図るため、「デジタルを活用したまちづくり推進条例」や同条例に基づく「浜松市デジタル・スマートシティ構想」、「浜松市 DX 推進計画（令和5年1月策定）」並びに「浜松版 MaaS 構想」やデジタル・スマートシティ推進本部会議の議論を踏まえ、予算要求を行うこと。

また、「浜松市デジタル・マーケティング戦略」を踏まえ、デジタル・スマートシティ推進課の相談支援制度に基づく調整を行うとともに、対象者の行動変容に繋がる最適な情報伝達手段を検討し、予算要求を行うこと。

⑦ カーボンニュートラルの推進について

2050年カーボンニュートラル、2030年度目標（温室効果ガスの2013年度対比46%削減）に向けて、「市有施設の脱炭素化方針」（令和5年9月4日カーボンニュートラル推進事業本部通知）に基づいた事業検討を行い、事前にカーボンニュートラル推進事業本部と調整のうえ、予算要求を行うこと。

また、令和5年度から共同発行によるグリーンbond債に参画しているため、投資的経費に対する財源として活用を検討すること。

⑧ 適正な人員配置について

予算要求においては、定員適正化計画との整合性を勘案し、事業量に対する人的資源の配分についても十分検討すること。特に、新規事業や拡充事業の要求については、部局内において、人的資源を含め、事業の効果検証と再構築を徹底すること。

⑨ 民間活力の導入について

すべての事業について、「浜松市民間活力の導入に関する基本方針」に基づき、民営化、協働事業化、PFS（成果連動型業務委託）等の手法による民間活力の導入を検討すること。検討にあたっては、政策法務課経営推進担当「官民連携推進窓口」やアセットマネジメント推進課「浜松市官民連携地域プラットフォーム」と連携し、「サウンディング型市場調査」「浜松市発案・提案型官民連携制度（やらまいか！民間発案・提案）」等の積極的な活用を図ること。

⑩ 新たな資金調達手段、事業手法の活用について

企業協賛、商業広告、遊休資産の利活用、ネーミングライツ、ふるさと納税、クラウドファンディング、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）など、新たな資金調達の手法の積極的な活用を検討すること。

また、企業のCSR活動との連携やシェアリングエコノミーの普及など、これまでの事業手法と異なる展開も検討すること。

⑪ 補助金・負担金の適正化について

ア 補助金及び交付金

令和5年度は、原則、全ての補助金が終期を迎えることから、令和5年9月4日付通知「令和6年度予算編成に向けた補助金の見直し及び補助金評価シートの作成について」に基づき、ゼロベースであり方を検討すること。

イ 負担金

「負担金ガイドライン（令和5年9月）」に基づき、行政関与の必要性や行政が負担すべき経費の内容を精査し、脱退、廃止、負担金額の削減・一時停止などの見直しを行い、負担金事務の適正化を図ること。また、事業費負担金の精算義務付けや本市職員が事務・経理を行っている場合には、公金に準じた管理を徹底すること。

⑫ 公共施設の管理運営について

ア 公共施設等の計画、更新・改修等

個別施設等の基本構想や基本計画、大規模改修などに要する経費については、事前にアセットマネジメント推進課、公共建築課等と調整・検討のうえ、予算要求を行うこと。

また、「大規模事業の市長報告案件に関する基準について（令和4年8月25日財政課長通知）」に基づき、適正な時機での市長報告に努めること。

イ 施設修繕等

施設所管課にあつては、不具合箇所の放置などがないよう施設の現状を把握すること。また、定期的な保守点検結果や公共建築課からの指摘、指定管理者からの要望、利用者の声などを踏まえ、必要な経費を算定すること。

⑬ 使用料及び手数料等の適正化について

施設の使用料、各種手数料等については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を図ること。また、統一基準外の減免については、その実施効果を踏まえた見直しを図ること。

⑭ 公共事業について

建設工事及び建設工事関連業務委託については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月14日改正）」の第7条に則り、実施時期の平準化を図るための計画的な発注や、繰越明許費又は債務負担行為の活用などの必要な措置、公共工事等に従事する者の労働条件が適正に確保できる日数を考慮した適正な工期設定など、発注者の責務としての確に予算要求を行うこと。

また、建設業における担い手の確保・育成や、働きやすい現場環境実現のため、建設作業員の休日確保を目指し、原則4週8休以上を前提として積算すること。

なお、事業計画策定にあたっては、調達課及び技術監理課から通知される「建設工事及び建設工事関連業務委託の発注見通し作成ガイドライン(令和6年度版)」に留意すること。

⑮ 一括発注について

令和5年9月4日発出の財務部長通知「一括契約にかかるガイドラインについて」に基づき、類似業務について部局の内外を問わず、継続して一括発注に取り組み、事務量の軽減やスケールメリットの発現に努めること。

⑯ 基金の活用について

基金について、原資の性質と設置目的を確認し、今後の財政需要の変化を中長期的な視点で見込む中で、条例の改正も含めた活用を検討すること。

また、活発な活用のない基金は、廃止、統廃合などを検討すること。